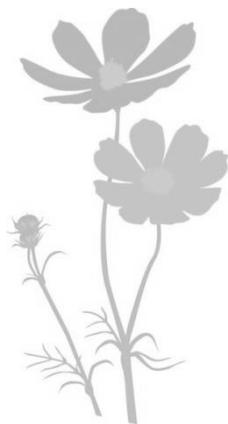


基本目標Ⅱ まちづくり等への女性の参画促進

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号
1 政策方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等への女性の参画促進	各種審議会等への女性委員の登用促進	No.28
		町の政策のPRの強化	No.29
	②管理職等への女性の登用促進	商工会、企業等への情報提供	No.30
		職域の拡大等による女性管理職の登用	No.31
		教務主任等への女性の登用	No.32
2 まちづくり等への女性の意見の反映	①地域活動における女性団体・リーダーの育成・活用	P T A、保護者会役員への男女の参画促進	No.33
		自治会役員への女性の参画促進	No.34
		女性団体・グループの育成および活動支援	No.35
		食生活改善推進員の養成・育成	No.36
		女性のスポーツ推進委員の登用	No.37
		スポーツ少年団への女性指導者の参加促進	No.38
		人材リストの整備と活用	No.39
		リーダーの人材バンクの整備	No.40
	②まちづくりへの女性の意見の反映	防災、災害復興への女性の意見の反映	No.41
		まちづくり協議会への参画	No.42



1 政策方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のために、方針の立案・決定過程への女性の参画拡大は重要課題といえますが、本町の審議会等に占める女性委員の割合は平成20年以降、30%を上回る率で推移しています。これは国の審議会等委員（平成23年9月、33.2%）とほぼ同率であり、全国市区町村の割合（平成23年4月、23.4%）よりも高い率となっています。

町議会議員の女性割合は15.4%であり、全国の町村議会、市区議会（平成22年、ともに8.1%）よりも高くなっています。

これらの状況をみると、女性が占める割合は高くなってきているといえますが、女性委員のいない委員会もあり、町議会の女性議員の割合は低い率にとどまっています。

図表3-5 審議会等委員の女性の割合の推移 単位：%

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
審議会等に占める女性委員の割合	23.7	29.0	32.7	32.7	33.3	33.1	31.7

資料：各年4月時点

図表3-6 審議会等委員の女性の割合 単位：人、（%）

区 分	審議会等委員数	女性委員数	女性委員の割合
男女共同参画プラン懇話会	11	5	(45.5)
就学指導委員会	18	7	(38.9)
学校給食センター運営審議会	10	5	(50.0)
農業委員会	16	0	(0)
国民健康保険運営協議会	6	2	(33.3)
スポーツ推進委員	15	4	(26.7)
固定資産評価審査委員会	3	1	(33.3)
人権擁護委員	7	4	(57.1)

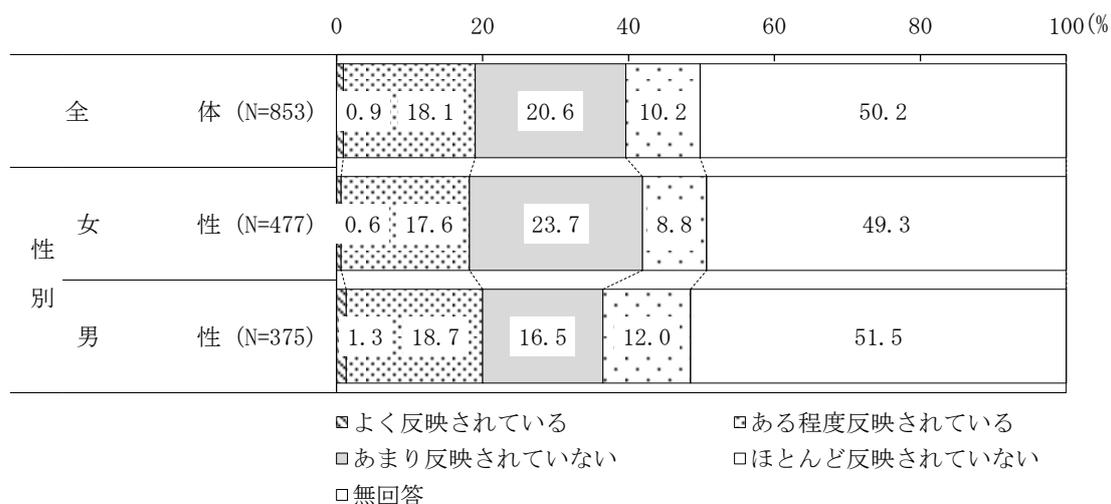
資料：平成24年4月現在

図表3-7 町議会議員に占める女性の割合 単位：人、（%）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町議会議員	18	13	13	12	12	13
女性議員	2	2	2	2	2	2
女性議員の割合	(11.1)	(15.4)	(15.4)	(16.7)	(16.7)	(15.4)

※平成21年度、平成22年度 欠員1名

図表 3-8 垂井町の施策に女性の意見が反映されているか



住民アンケートによると、垂井町が進めている施策について、女性の意見が反映されていると思うかをたずねたところ、全体では「よく反映されている」「ある程度反映されている」を合計した〈反映されている〉は19.0%、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」を合計した〈反映されていない〉は30.8%となっており、〈反映されていない〉が〈反映されている〉を11.8ポイント上回っています。

垂井町の施策に女性の意見が〈反映されていない〉と回答した人にその理由や分野をたずねたところ、「施策内容を知らない」「成果がわかりやすく明示されていない」という意見が非常に多いことから、様々な機会を活用して男女共同参画の視点から施策のPRをしていく必要があります。

男女共同参画を推進するためには、あらゆる分野において、方針の立案・決定過程に関わる立場の女性を増やしていくことが重要であることから、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、町は具体的な数値目標を設定して取り組む必要があります。また、関係団体、企業等への情報提供や働きかけを行い、様々な分野における女性の参画拡大を推進していくことが求められます。

施策の方向

①審議会等への女性の参画促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.28	<p>◆各種審議会等への女性委員の登用促進 各種審議会等への女性委員の参画、登用を促進します。 特に、女性委員がない、もしくは少ない審議会等については、関係課、関係団体への依頼を行い、女性の参画を促進します。</p> <p>【指標】 女性委員の割合 31.7%→40% 女性委員のいない審議会 20.9%→0%</p>	充実	企画調整課
No.29	<p>◆町の政策のPRの強化 男女共同参画に関連する取り組みについて、広報たるといよホームページで積極的に情報提供を行い、住民の関心と意識を高めることにより、町の政策決定の場への参画や提案による意見の反映を促進します。</p>	新規	企画調整課

②管理職等への女性の登用促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.30	<p>◆商工会、企業等への情報提供 男女共同参画に関するパンフレット等の配布、情報提供に努め、団体、企業等における管理職等への女性の登用を働きかけます。</p>	継続	産業課
No.31	<p>◆職域の拡大等による女性管理職の登用 町は民間のモデルとなるよう、性別にこだわらず、職域の拡大、各種研修機会の均等に努め、職員の資質向上を図るとともに、能力に応じて、女性の管理職等を登用していきます。</p>	継続	総務課
No.32	<p>◆教務主任等への女性の登用 適材適所に心掛け、経験や能力に応じて、教務主任、学年主任等に女性を登用していきます。</p>	継続	学校教育課 小・中学校

2 まちづくり等への女性の意見の反映

現状と課題

本町において、地域の指導的役割にある女性の自治会長は3人で、割合は2.2%です。PTA会長（幼稚園を含む）の女性割合は40.0%となっています。

住民アンケートによると、地域活動において、女性が指導的立場につくことが依然として少ない理由をたずねたところ、男女ともに「これまでの慣習だから」が最も高くなって

図表3-9 地域の指導的役割への女性の参画

単位：人、（%）

区 分	総 数	女 性	女性の割合
自治会長	136	3	(2.2)
PTA会長	15	6	(40.0)
民生委員・児童委員	46	25	(54.3)

資料：平成24年4月現在

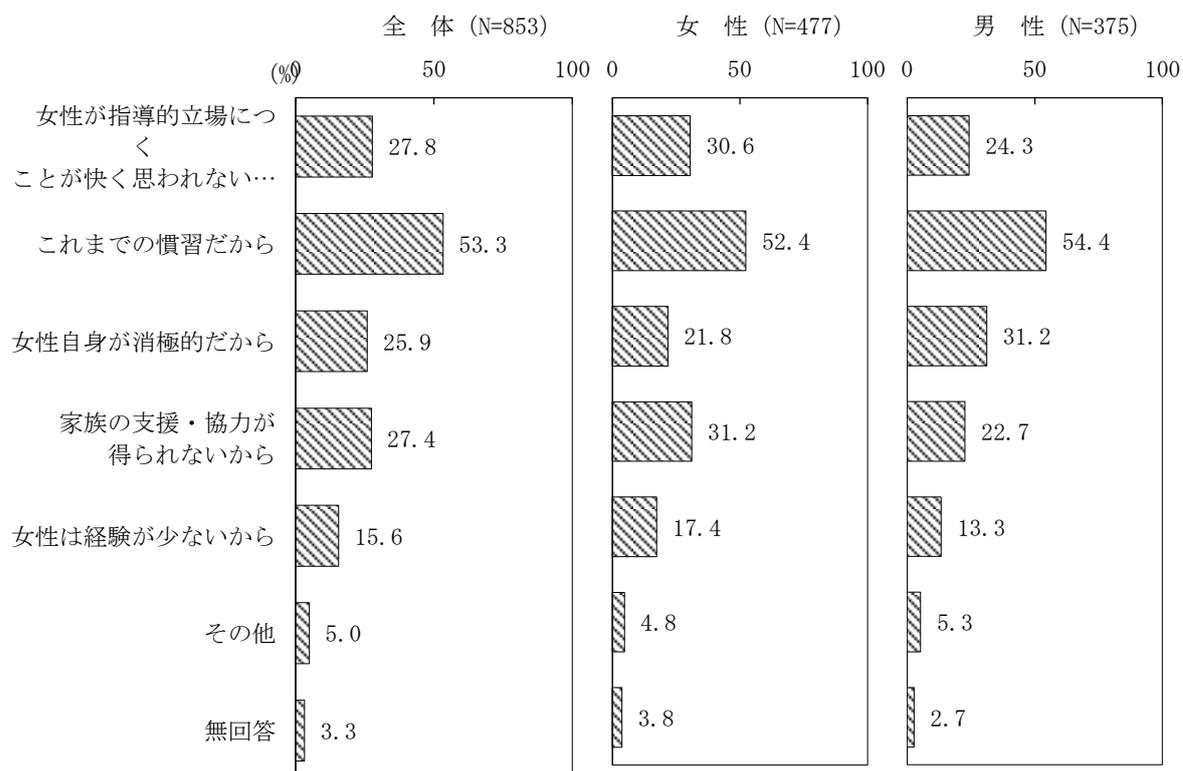
図表3-10 地域の指導的役割に占める女性の割合

単位：%

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自治会長	2.9	2.2	0	1.5	0.7	2.2
PTA会長	43.8	40.0	43.8	37.5	40.0	40.0
民生委員・児童委員	60.9	60.9	56.5	56.5	56.5	54.3

資料：各年4月時点

図表3-11 地域活動で女性が指導的立場につくことが少ない理由（2つまで）



います。しかし、女性は男性に比べて「女性自身が消極的だから」は低く、「家族の支援・協力が得られないから」が高いなど、男女の見方にかなり違いが見られます。

地域での男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識の解消に努め、女性の積極的な参画に家族、男性が協力していくことが必要です。

東日本大震災では、避難所での生活やまちづくりにおける女性の視点の必要性が再認識されています。また、介護や一人暮らし高齢者の見守りは、その数の多さからも女性問題ともいえ、まちづくりや地域活動において女性の声を反映していくことが非常に重要であり、また求められていると言えます。

女性の声を聞くことはもちろん、まちづくりや地域活動に直接女性の声が反映されるよう、方針の立案・決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。

施策の方向

①地域活動における女性団体・リーダーの育成・活用

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.33	◆PTA、保護者会役員への男女の参画促進 PTA等の役員について、男女平等な参画が図られるよう働きかけます。	継続	健康福祉課 生涯学習課 保育園 幼稚園 こども園 小・中学校
No.34	◆自治会役員への女性の参画促進 自治会長をはじめ自治会役員への女性の参画が図られるよう、女性参画の枠組みの設定など、情報提供を行い、理解を求めています。 【指標】 自治会長に占める女性会長の割合 2.2%→5.0%	継続	企画調整課
No.35	◆女性団体・グループの育成および活動支援 垂井町生活学校、女性のつどい協議会などの女性団体・グループの育成および活動を支援します。	継続	生涯学習課
No.36	◆食生活改善推進員の養成・育成 垂井町食生活改善協議会活動の育成および活動の支援を行います。また、男性会員の入会を促進します。	充実	保健センター
No.37	◆女性のスポーツ推進委員の登用 今後も、女性のスポーツ推進委員の登用の充実に努めます。	継続	生涯学習課

No.38	◆スポーツ少年団への女性指導者の参加促進 スポーツ少年団活動への女性指導者の積極的な参画を促進するとともに、女性の意見を反映しやすいよう各団体間で交流を行います。	充実	生涯学習課
No.39	◆人材リストの整備と活用 男女共同参画に関連する指導者、講師等については、生き生きライフ学習ガイドブックの指導者編に掲載し、様々な分野で活用されるよう周知を図ります。	充実	生涯学習課
No.40	◆リーダーの人材バンクの整備 育成してきた人材や地域のリーダーの人材バンクの設置について、その実施方法等を検討します。 また、県子育てマイスターの登録を継続して推奨するとともに、子育て支援への利用方法を検討します。	継続	生涯学習課 健康福祉課

②まちづくりへの女性の意見の反映

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.41	◆防災、災害復興への女性の意見の反映 女性の視点が防災、避難所運営、災害復興等の施策に反映されるよう、防災計画策定等の場への女性の参画を図るとともに、関係団体のヒアリングなど、女性の意見を反映する仕組みを構築します。	新規	企画調整課
No.42	◆まちづくり協議会への参画 地域のまちづくりに女性の意見が反映されるよう、協議会へ女性の参画について働きかけます。	新規	企画調整課